

民生委員会

所管事務調査報告書

令和5年6月～令和7年3月

・子育て支援について

目次

・ はじめに	1
・ 調査項目選定の経緯	2
・ 調査の経過	3
・ 委員から出された主な意見・提案	11
・ 提言・まとめ	13

■ はじめに

常任委員会は、その部門に属する事務に関して調査を行う権限を有している。

所管事務調査は市から提案された予算案や条例案などの議案を審査するのとは異なり、常任委員会が自主的にテーマを設定し、調査を行うものである。

本委員会では、令和5年6月から令和7年3月にかけて、「子育て支援」についての調査を行った。

調査委員

委員長	檜垣美良
副委員長	光宗 等
委員	山上文恵
〃	井手畑隆政
〃	田中みわ子
〃	北川一清
〃	岡崎源太郎
〃	福永高美

■ 調査項目選定の経緯

本市では、少子化・人口減少に歯止めをかけるため、子育て環境の充実が喫緊の課題となっている。こうした中、本市では、医療費助成制度の拡充や新たな出産・子育て応援給付金の給付など、多種多様な子育て施策を展開し、子育て世帯にやさしいまちづくりを推進するための取組を行っているが、市民に認知されているとまでは言えず、子育て環境における充実感を得られていない状況にあることから、本委員会では「子育て支援について」を所管事務調査のテーマとして調査研究することとした。

■ 調査の経過

令和5年6月26日

委員間討議（調査項目の選定）

委員それぞれが調査項目について提案し、協議を経て、「子育て支援」についてを調査項目とすることに決定した。

令和5年8月22日

委員間討議（課題や問題点等の確認，論点の整理）

調査項目について，現状における課題や問題点等を確認するため，呉市の現状，課題，今後の方向性など，当局から呉市の取組状況について説明を受けた。

当局からの説明を受けて，今後の所管事務調査をより効果的に進めていくため，呉市の持つ課題や問題点を絞り込むために論点の整理を行い，「少子化対策につながる取組」を論点として，今後の所管事務調査を進めていくことに決定した。

令和5年9月11日

委員間討議（県外視察に向けて）

少子化対策につながる取組の先進事例を調査研究するため，10月10日～10月12日に視察を行うことになった，千葉県流山市，栃木県栃木市，神奈川県大和市について，それぞれの取組の概要を委員長が説明した。

令和5年10月10日～10月12日

県外視察

【千葉県流山市】

①人口増につながる子育て支援策等のPRについて

流山市は首都圏のベッドタウンとして開発が進み，住民税への依存割合が高い歳入構造となっている。

少子高齢化が進む中，地域コミュニティの弱体化など，市民サービスの維持が困難な状況に陥ることに危機感を持っており，市民サービスを維持するには，「発展し続ける仕組みづくり」が必要と考え，自治体では全国初のマー



ケティング課を2004年に設立し、経営的な視点を取り入れ、市の認知度アップとシティセールスに注力している。近年では、人口増加率が6年連続で全国1位になるなど、多くの自治体から注目されている。

マーケティング課は、相手方がどういったことを求めるかをメインに取り組み、流山市を選んでもらうための仕組みづくりに焦点を当て、市の強みを知ることに努め、どこにターゲットを絞るか、どのような手段で強みを伝えるかについて重点的に調査・検討を行ってきた。ターゲットを「共働き・子育て世帯」に絞り込みマーケティングを行い「母になるなら流山市。父になるなら流山市。」というキャッチコピーで、マーケティング戦略を行い、テレビや各種メディアを積極的に活用したプロモーション事業を展開したことが、「共働き・子育て世帯」の転入に大きく影響している。

子育て支援策としては、「共働き・子育て世帯」の増加に対応できるよう2020年までに保育所等を約80施設に増やし、受皿を確保することで、待機児童がゼロとなっている。

また、市の独自事業として、市内の主要駅に送迎保育ステーションを設置し、保育所等をバスで結び、登降園できる駅前送迎保育ステーション事業を行うことで、「共働き・子育て世帯」の送迎の負担を軽減する取組を行っている。

【栃木県栃木市】

①こども誰でも通園制度について

栃木市は、令和5年度から国のモデル事業として「こども誰でも通園制度」を実施している。「こども誰でも通園制度」は、就労の有無に関わらず、保育所等を時間単位で柔軟に利用できる仕組みを構築するもので、既存の一時預かり事業を参考に、保育所等に通っていない未就園児を対象とし、定員に空きのある保育所等において、週1・2回程度受け入れる制度で、保護者の育児負担軽減となる取組である。

視察先の地域子育て支援センター（認定こども園さくら内）では、保育所等に通っていないゼロ歳～2歳の乳幼児が対象で、園内にはカフェが併設され、保護者も無料で利用できるランチ付きこども誰でも通園制度は、乳幼児が子供社会を体験するだけでなく、保護者の育児に対する不安の払拭や孤立の解消を目的としている。



②病児保育事業の現状と課題について

病児保育事業については、病児型、病後児型、体調不良児対応型を実施しており、全て保育所併設型の病児保育を行っている。看護師を配置し、医師と密な情報交換ができる体制を構築するなど、医療機関との連携において工夫がなされている。

【神奈川県】

①大和市文化創造拠点シリウスについて

大和市は、「共働き子育てしやすい街ランキング」の上位に選ばれている市で、「子育て王国」を公言している。

視察先の文化創造拠点シリウスは、図書館をベースに、芸術文化ホール、屋内子ども広場、生涯学習センターや集会施設等が整備されている大型複合施設で、コンセプトに居場所づくりを掲げている。運営には各施設の融合・連携を図るために指定管理者制度を取り入れ、施設全体が一体となる管理運営を行っている。

施設管理者である「やまとみらい」は、6社の共同事業体であり、フロアごとに各社の特性を生かした運営を行っており、誰もが居場所を見つけられる運営が好評である。

午前の利用者は、年配の方が多く、午後は学校帰りの中高生、仕事帰りのサラリーマンなど、幅広い年齢層の方が利用しており、開館から3年で累計来館者数が3万人を超え、大和市の文化創造拠点として、シンボリックな施設である。



施設内には、子供図書館やちびっ子広場が設置されており、また、専門スタッフによる遊びの提案を受けることができ、保護者の情報交換の場にもなっており、子供と大人が一緒に楽しめる空間である。



令和5年11月6日

委員間討議（県外視察の振り返り）

10月10日～10月12日に実施した県外視察について、各委員がそれぞれの思いや気づきなどを述べ、意見交換を行った。

令和5年12月15日

12月定例会本会議において視察報告

各委員から出た意見等を参考に正副委員長が行政視察報告書を作成し、12月定例会最終日の本会議において、委員会を代表して委員長が行政視察についての報告を行った。

令和6年3月6日

委員間討議（新たな論点の決定）

令和5年度の視察項目が新年度予算に盛り込まれたため、新たに「子供の意見等の集約」についてを論点として、今後の所管事務調査を進めていくことに決定した。

令和6年6月4日

委員間討議（今後の流れの確認，県外視察に向けて）

今後の所管事務調査の流れとスケジュールを共有した。また、子供の意見等の集約の先進事例を調査研究するため、本年度の県外視察先として、令和6年7月31日～8月2日に神奈川県川崎市，東京都八王子市，東京都立川市を視察することに決定し、それぞれの取組の概要を委員長が説明した。その後、視察先の取組を把握した上で視察に臨むため、意見交換を行った。

令和6年7月31日～8月2日

県外視察

【神奈川県川崎市】

①子どもの権利に関する条例について

川崎市は、2000年12月に川崎市議会において、「子どもの権利に関する条例」を全会一致で可決成立し、2001年4月1日から施行している。

この条例は、日本で初めての子供の権利に関する総合的な条例で、条例制定に当たっては、子供を含む多くの市民が参加し、2年間で約200回を超える会議等を行

い意見の集約をしており、「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を基本理念とし、子供の目線に立ち、生活の中で実現していくことに重点を置いて、条例の策



定を行っている。

条例の内容は、子供の権利の保障を総合的に捉え、権利の保障を実効性のあるものにしていけるよう、具体的な制度や仕組みが含まれた構成となっており、各章の内容が相互に補完しながら、全体が実効的なものとなるよう配慮されている。条例に基づいた取組の一つとして、市内在住の小学4年生から18歳までを対象とし、市政に関する子供の声を聞くため「子ども会議」を開催している。

【東京都八王子市】

①子ども☆ミライ会議について

八王子市は、2001年2月に「子どもの権利条約」の考えを取り入れ「八王子市子どもすこやか宣言」を掲げ、子供の権利に関する普及・啓発とともに、子供の意見や可能性を大切にしていくことを表明している。

「子ども☆ミライ会議」は、子供たちの意見を具現化する取組として、「八王子市子どもすこやか宣言」に基づき、推進事業の一環として開催された事業で、子供たちが継続的にまちづくりについて考え、子供の声やまちづくりの参画の機会を得る場として、名称や内容を改善しながら毎年度開催されている。

この会議では、公募により選ばれた小学生から高校生までの子供たちが中心となり、未来への提言として、子供たちが「八王子市はわたしたちがつくるまち」をまとめ、具現化について検討し、提案を行っている。過去には、課名が分かりにくいという、子供たちからの提言により、市長が課名を「子どものしあわせ課」に早急に変えることで、子供たちの意見を形にしたという実例もある。

子供たちの意見は、子供たちの居場所である子ども・若者育成支援センター（旧児童館）が中心に聴き、多くの子供たちの表明の機会を創出し、市長・教育長に提案しており、日常的に子供たちの意見を聴くために、アンケートや意見箱で集約し、いつでも誰でも子供たちが意見を発することができる環境を整えている。



【東京都立川市】

①子ども委員会について

立川市は、「夢育て・たちかわ子ども21プラン」（立川市次世代育成支援行動計画）における子供の権利の尊重の施策として、「子ども委員会」の運営を行っている。

「子ども委員会」は、公募により選ばれた小学4年生から18歳までの児童・生徒等で構成され、身の回りの市政の課題について、子供ならではの視点で議論を行い、意見を表明する取組で、年7回にわたり活動している。市の職員だけが子供たちの意見集約や委員会の進行などの運営を行ったのでは、ファシリテーター役の職員の養成等が困難であることから、児童館の指定管理者へ子ども委員会の運営を委託し、事業の継続性や質を高める取組を行っている。

また、「こどもとおとなのはなしあいin市議会議場」は、「あったらいいなこんなもの できたらいいなこんなこと」をテーマに、小学4年生から18歳までの子供たちが、市議会議場で提案する取組である。提案が通れば、子供たち自身で実現に向けて活動し、子供たちが夢を形にする取組を応援する市民団体から活動資金の提供を受けることができる。活動資金は、市民団体の基金であるため、予算費目に制限されることなく、子供たちの自由な提案が実現できる仕組みで、地域の市民団体とも連携しながら工夫ある取組を継続している。



令和6年8月6日

委員間討議（県外視察の振り返り）

7月31日～8月2日に実施した県外視察について、各委員がそれぞれの思いや気づきなどを述べ、意見交換を行った。

令和6年8月19日

市内視察

所管事務調査のテーマである「子育て支援について」に合わせ、認定こども園わかば幼稚園において、今年度からモデル事業として実施されている「こども誰でも通園制度」や、「体調不良児対応型事業」について市内視察を行い、



制度の概要，利用状況，保護者の評価，予約システムの運用手順等について説明を受けた。説明後は，現状を把握するため，園内の見学を行い，職員体制，日常から工夫されている取組，地域の方との交流・集いの場所など，認定こども園わかば幼稚園の職員と意見交換を行った。



令和6年9月9日

委員間討議（呉市こども計画の骨子（案）について）

調査項目である「子育て支援」について深く関わることから，「呉市こども計画の骨子（案）」についての行政報告を受けた後に，各委員の思いを述べ，意見交換を行った。

令和6年9月25日

9月定例会本会議において視察報告

各委員から出た意見等を参考に正副委員長が行政視察報告書を作成し，9月定例会最終日の本会議において，委員会を代表して委員長が行政視察についての報告を行った。

令和6年11月19日

委員間討議（提言内容の確認①）

報告書を作成するに当たり，当局への提言内容を整理するため，論点「少子化対策につながる取組」について，これまでに出了意見の洗い出しを行い，各委員が当局への提言内容について意見を述べ，意見交換を行った。

令和6年12月13日

委員間討議（提言内容の確認②）

報告書を作成するに当たり，当局への提言内容を整理するため，論点「子供の意見等の集約」について，これまでに出了意見の洗い出しを行い，各委員が当局への提言内容について意見を述べ，意見交換を行った。

また，所管事務調査の内容に大きく関わることから，「呉市こども計画（案）」について行政報告を受けた後に各委員が意見を述べ，計画に対する民生委員会としての意見を取りまとめ，当局へ提言することに決定した。

令和7年1月20日

正副委員長から当局へ申入れ

民生委員会で取りまとめた意見を、呉市子ども計画に反映するよう正副委員長が当局に申入れを行った。



令和7年2月7日

委員間討議（報告書案の確認）

正副委員長が取りまとめた報告書案について、内容の確認を行った。

令和7年3月7日

委員間討議（呉市子ども計画に係る民生委員会の意見の確認）

「呉市子ども計画」についての行政報告において、民生委員会で取りまとめた意見が呉市子ども計画に反映されていることを確認した。

■ 委員から出された主な意見・提案

1 少子化対策につながる取組について

(1) こども誰でも通園制度について

- ・こども誰でも通園制度は、地域の実情やニーズに応じた制度であり、保護者や幼児にとって有益な仕組みである。呉市においても、保育室の空き部屋を活用するなど、この制度の導入が可能な施設はあると思うので、本制度の本格実施に向けて、子育て世帯の負担軽減につながるよう環境を構築していく必要があるのではないかと。
- ・認定こども園わかば幼稚園での視察において、予約管理システムが使いにくいという印象を受けた。現在は、試験的な期間であり、簡易的な予約システムを使用している状況で、本格導入の際には、国が予約管理システムを準備することのことだが、こども誰でも通園制度を導入する施設や保護者への負担が少なくなるような環境整備が必要ではないかと。

(2) 病児・病後児保育について

- ・呉市が導入している病院併設型だけでなく、かかりつけ医との関係づくりや看護師の配置を考慮し、保育所併設型も検討すべきではないかと。
- ・体調不良時型病児保育は、子供が急に体調不良となって、保護者が仕事を休めない状況でも子供を看てもらえる。働く親にとっては、安心して子供を預けられる取組なので、この取組を拡充することで、呉市の魅力の一つになるのではないかと。

2 子供の意見等の集約について

(1) 呉市こども計画について

- ・子育てをする人達が、本来、自分達がやるべきことを履き違えることがなく、子供を育てる親の意識を持たせることが重要と考える。
- ・子供の意見は重要と考えるが、子供の権利を重視することで、子供や子育て家庭に対する甘えの構造を生むことにならないよう、子供が自立し、社会を生きる力を身につけることにつながるよう、子供の本質となる意見を聞く必要があるのではないかと。
- ・子供たちの真の意見が聞ける場をつくり、議会で取り上げるような仕組みでなければ、実際の子供・若者の意見を聞いたことにはならないのではないかと。
- ・呉市こども計画は、たくさんの項目で網羅されているが、ヤングケアラーの問題など、子供の権利が奪われているという問題を解決するには、こどもの権利について条例化していくことが必要ではないかと。

- ・ふれあい夢議会では、子供たちの意見を実現させることができないため、子供たちの意見を吸い上げ、具現化できる仕組みの構築が必要ではないか。
- ・呉市こども計画の中には、少子化を改善するために行うというメッセージをもっと強く入れるべきではないか。
- ・子供の意見をしっかり聞ける場、実現する場を構築することで、まちづくりの課題解決にもつながるのではないか。

■ 提言・まとめ

子育て支援についての調査を行う中で、子育て環境の充実を図ることが、少子化対策につながる取組の一助となることを認識したところである。また、「こどもまんなか」に向けて、社会全体の意識改革が進む中、子育て支援に密接な関係があることから、子供の意見等の集約に着目し、県外視察等を通じて先進事例の研究を行った。呉市には、子育て世帯が、「呉市で産み育てたい」、「呉市は子育てしやすい」と思える環境で、充実感を得られる仕組みが必要であると考え。加えて、現在の施策についても更なる周知を図り、呉市全体で、子育てを支えていく機運の醸成を推進するため、民生委員会として、以下のとおり提言する。

- ① 子育て世帯にやさしいまちづくりを更に推進するために、子育て支援における呉市の強み、対象者の絞り込みを明確にし、マーケティングの視点を取り入れるなど、呉市の子育て支援策のPRに努めること。
- ② 子育て環境の充実を図るためには、保護者の育児に対する不安の払拭や孤立の解消が求められる。こども誰でも通園制度の本格実施や保育所併設型の病児病後児保育事業の拡充など、子育て世帯の負担軽減につながる取組の実施に向けて、環境整備を検討すること。
- ③ 「こどもまんなか」に向けて、子供や若者の意見を聴きながら様々な施策や事業を進めていくためには、各部署が連携して、全庁的に取り組むことが重要と考える。幅広い子供・若者の声をしっかりと受け止めるための全庁横断的な体制を整備し、「こども・若者の意見反映」に取り組んでいくこと。
- ④ 不登校の子供や障害等で、自分の思いをうまく伝えられない子供・若者もいることから、子供・若者の意見を事業や施策に反映する際には、聴かれにくい声があることを認識した上で、聴く側が配慮や工夫をしなければならない。声を聴かれにくい子供・若者が抱えている困難性・経験・考え方は、社会が取り組むべき課題であり、多様なニーズの1つであることを認識し、「声なき声」の可視化や具現化に取り組むこと。
- ⑤ 子供・若者の意見表明は、今後、色々な場面で行われることが想定されるが、他市の事例では、意見が聴き過ぎられることが多く見られる。子供の意見を聴くだけで

終わらせ、意見を取り入れなかった場合には、子供・若者の失望を招き、意見表明の意欲をそいでしまうため、意見が取り入れられた場合や、意見が取り入れられなかった場合の理由や経過を、意見表明した子供・若者へフィードバックするなど、相互理解を深める仕組みを取り入れること。

- ⑥ こども施策を推進する体制として、市民や有識者、子育て支援関係者等で組織する協議会を設置する際には、「こどもまんなか」の観点から、若者の意見が取り入れられるよう、複数名の若者が推進協議会の委員として参加できるような体制を構築すること。